福祉に関する幅広い活動をおこなっています

民生委員・児童委員及び主任児童委員は地域ごとの実情に応じて、福祉に関する幅広い活動をおこなっています。民生委員・児童委員は地区(おおむね小学校区)ごとに選出され、それぞれの地区内でも担当区域が決められており、普段はその区域内で活動しています。また、民生委員・児童委員及び主任児童委員は特別職の地方公務員(非常勤)であり、ボランティアとして活動しているので報酬はありません。ただし、活動に必要な交通費や研修参加費などは支給されます。

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動内容

民生委員 • 児童委員

民生委員として

- ▶高齢者世帯、障がいのある方への訪問、 見守り活動をおこないます。
- ▶援助を必要とする方、生活にお困りの方からの相談があれば、それぞれの状況に応じた、助言、援助をおこないます。
- ▶福祉・行政サービスを必要とする人に関係機関・施設などと連携し調整をおこないます。

児童委員として

- ▶地域の児童や妊産婦の方の福祉の増進を 図るため、その生活環境の把握をし、情報提供、援助・指導をおこないます。
- ▶見守りを必要とする児童や家庭への援助をおこないます。
- ▶子どもの非行防止など、その健やかな成長を促す生活環境の改善に努めます。

主任児童委員

- ▶児童福祉機関・施設などとの連絡をおこないます。
- ▶区域担当の民生委員・児童委員と協力して援助をおこないます。
- ▶支援が必要な子ども・子育て家庭に対して、子育てサロンなどで支援をおこないます。